

第三十三号議案

江戸川区篠崎公益複合施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区篠崎公益複合施設条例の一部を改正する条例

江戸川区篠崎公益複合施設条例（平成十九年三月江戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

施設及び利用料金

施設	利用区分		単位時間	
	午前の部	午後の部	夜間の部	全日
第一講義室	午前九時～正午	午後一時～午後四時三十分	午後五時三十分～午後九時三十分	午前九時～午後九時三十分
第二講義室	一、九五〇円	二、七八〇円	一、九八〇円	七、七二〇円

備考

- 一 区民以外の者が施設を利用する場合には、規定利用料金の五割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 二 中間時間（正午から午後一時まで及び午後四時三十分から午後五時三十分まで。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、三

十分を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。

イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を一単位利用料金とする。

ロ 午後四時三十分から午後五時三十分まで 午後の部の規定利用料金の三十分相当額を一単位利用料金とする。

三 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができる。この場合には、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。

五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、一時間を単位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定利用料金を利用時間数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）とする。

六 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。

イ 入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が一、〇〇〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の

五割相当額

ロ 入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき 規定利

用料金の七割五分相当額

ハ 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるととき 規定利用料金の十割相当

額

七 前号に規定する者が第二号、第四号又は第五号の規定の適用を受ける場

合には、第二号、第四号及び第五号の規定中「規定利用料金」とあるのは、「規定利用料金に、第六号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区篠崎公益複合施設条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。